

しかくがいかつどうきよか
資格外活動許可

しかくがいかつどう
○ 資格外活動を したい とき

いま ざいりゅうしかく かつどう しかくがいかつどう かね
今の 在留資格に ない 活動 (=資格外活動) で、お金を もらう ときは、

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく もう こ
出 入 国 在 留 管 理 局 に 申し込んで

きよか かつどう みと ひつよう
許可 (=活動を 認めて もらう こと) して もらう 必要が あります。

りゅうがくせい ある ばいと しかくがいかつどう きよか ひつよう
留 学生が アルバイトを する ときなど、資格外活動の 許可が 必要です。

ひつよう しよるい
○ 必要な 書類

ざいりゅうしかく ざいりゅうじょうきょう ていしゅつ しよるい ちが
在留資格と 在留状況に よって、提出する 書類が 違います。

くわ にゅうこくかんりきょく き
詳しいことは、入国管理局に 聞いてください。

おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょくこうべしきょく
大阪出入国在留管理局神戸支局 078-391-6377

じゅうしょ こうべしちゅうおうくかいがんどおり こうべちほうごうどうちようしゃ
(住所) 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎